

## 事業者の皆さんへ

農業や林業など  
業種に関係なく対象になります



### 持続化給付金

- ・申請受付期間 **令和3年1月15日(金)**まで
- ・対象 売上げが前年同月比で50%以上減少している、フリーランスを含む個人事業者や、資本金10億円以上の大企業を除く中小法人等。医療法人、農業法人、NPO法人など、幅広く対象となります。
- ・内容 法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**(ただし、昨年1年間の売上げからの減少分が上限)



- |                                    |                             |                               |
|------------------------------------|-----------------------------|-------------------------------|
| ○持続化給付金事業 コールセンター<br>☎0120-115-570 | ○いの町商工会<br>☎088-892-0474    | ○本川総合支所産業建設課<br>☎088-869-2115 |
| ○産業経済課<br>☎088-893-1115            | ○吾北総合支所産業課<br>☎088-867-2313 |                               |

### いの町事業継続臨時支援金

いの町独自です



- ・申請受付期間 **令和2年7月31日(金)**まで
- 一般タイプ
- ・対象 令和2年1月から5月までの売上げが前年同月比で20%以上50%未満減少している、町内のフリーランスを含む個人事業者や、中小法人等
- ・内容 法人は**50万円**、個人事業者は**30万円**(ただし規定の計算式で算出された額が上限額に満たない場合は、算出額が上限)

#### ■創業応援タイプ

- ・対象 令和2年1月から5月までの間に創業開始し、もしくは創業開始予定であった町内のフリーランスを含む個人事業者や、中小法人等
- ・内容 法人、個人事業主とも**15万円**

#### ■特定タイプ

- ・対象 町内にある「道の駅」及び「水辺の駅」の事業者であり、町と指定管理の協定を締結している事業者で、町長の休業依頼に基づき、休業を実施した事業者
- ・内容 令和元年5月の**売上額に0.3**を乗じて得た額  
(ただし、その額が200万円を超える場合は、**200万円が上限**)

- |                          |                             |                               |
|--------------------------|-----------------------------|-------------------------------|
| ○産業経済課<br>☎088-893-1115  | ○吾北総合支所産業課<br>☎088-867-2313 | ○本川総合支所産業建設課<br>☎088-869-2115 |
| ○いの町商工会<br>☎088-892-0474 |                             |                               |

## 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関しまして、町民の皆様には長期間にわたる不要不急の外出自粛に、ご協力をいただき感謝申し上げます。また、最前線の現場で働かれている関係者の皆様に対しましても心から感謝いたします。

現在、町としましては、感染拡大防止対策と併せて活動自粛に影響を受けている事業者の方々への協力金の給付などを実施しており、今後も特別定額給付金や子育て世帯への臨時特別給付金の支給など住民生活への支援をはじめ、町民の皆様に必要な町独自の支援策も行ってまいります。

この難局に対して全力を尽くしてまいりますので、町民の皆様には今後ともご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

いの町長 池田 牧子

## 新しい生活様式 — 各場面別の実践方法 —

#### ■まめに手洗い ・手指消毒



#### ■マスクの着用



#### ■買い物



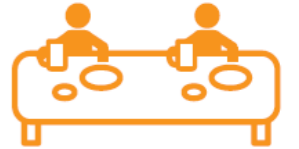
- ・通販も利用
- ・1人または少人数ですいた時間に
- ・電子決済の利用
- ・計画をたてて素早く済ます
- ・サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ・レジに並ぶときは前後にスペース

#### ■娯楽、スポーツ等



- ・公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ・筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ・ジョギングは少人数で
- ・すれ違うときは距離をとるマナー
- ・予約制を利用してゆったりと
- ・狭い部屋での長居は無用
- ・歌や応援は、十分な距離かオンライン

#### ■食事



- ・持ち帰りや出前、デリバリーも
- ・屋外空間で気持ちよく
- ・大皿を避けて、料理は個々に
- ・対面ではなく横並びで座ろう
- ・料理に集中、会話は控えめに
- ・お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

#### ■冠婚葬祭などの親族行事

- ・多人数での会食は避けて
- ・発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

#### ■公共交通機関の利用

- ・会話は控えめに
- ・混んでいる時間帯は避けて
- ・徒歩や自転車利用も併用する

## 町民の皆さんへ

### 給付金

#### 特別定額給付金

- ・申請受付期間 令和2年8月17日(月)まで
- ・対象 令和2年4月27日時点で住民登録のある方
- ・内容 対象者1人につき10万円  
(世帯主に一括振り込み)

#### 子育て世帯への臨時特別給付金

- ・対象 令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当の受給者
  - ・内容 対象児童1人につき2万円  
(国:1万円、**町:1万円**)
- ※公務員の方は、所属庁の証明を受けたうえで申請が必要です。

いの町独自です



○町民課 ☎088-893-1135(専用ダイヤル)

○町民課 ☎088-893-1117

### 資金の貸付

#### 生活福祉資金① 緊急かつ一時的に資金が必要な方(緊急小口資金特例貸付)

- ・対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等で収入減少により、緊急かつ一時的に生計維持のための貸付を必要とする世帯
- ・内容 1世帯10万円以内(特定の要件に該当する場合 1世帯20万円以内)  
据置期間:1年以内、償還期間:2年以内、貸付利子:無利子、保証人:不要

#### 生活福祉資金② 生活の立て直しが必要な方(総合支援資金特例貸付)

- ・対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- ・内容 2人以上の世帯 月20万円以内×原則3か月以内  
単身世帯 月15万円以内×原則3か月以内  
据置期間:1年以内、償還期間:10年以内、貸付利子:無利子、保証人:不要

○社会福祉法人いの町社会福祉協議会

(本所)☎088-892-0515 (吾北支所)☎088-867-2820 (本川支所)☎088-869-2071

### 支払いの期限延長・減免

・以下の支払いが困難な方には猶予(期限延長)や減免があります。お気軽にご相談ください。

税・料金	相談先	開設日時
・国民健康保険税 ・後期高齢者医療保険料 ・介護保険料	町民課 ☎088-893-1117	月～金 8:30～17:15 (祝休日・年末年始を除く)
・国民年金保険料	町民課 ☎088-893-1117 高知西年金事務所 ☎088-875-1717	
・水道料金 ・下水道使用料	上下水道課 ☎088-893-1920(水道) ☎088-893-1161(下水道) 吾北総合支所建設課 ☎088-867-2315 本川総合支所産業建設課 ☎088-869-2115	
・納税相談	債権管理課 ☎088-893-1118	

### 相談窓口

種類・内容	相談先	開設日時
新型コロナウイルスにともなう心のケア相談	高知県立精神保健福祉センター ☎088-821-4966	月～金 8:30～17:15 (祝休日・年末年始を除く)
心の相談全般の身近な相談	ほけん福祉課 ☎088-893-3811	
子育ての悩み 虐待に関する相談	教育委員会事務局 少年安全対策係 ☎088-893-1922	
産前・産後育児相談	経済産業省 遠隔相談事業 ※小児科・産婦人科オンライン 無料相談窓口(LINEアプリ)  <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; text-align: center;">                     会員登録に必要な合言葉 「てをあらおう」                 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>産婦人科 オンライン</p> </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>	令和2年5月1日～6月26日 (24時間受付)  自宅から小児科医、産婦人科医、助産師に相談でき、妊娠中から産後の悩み、新生児から15歳のお子さんの相談が可能。
人権相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な人権問題についての相談はなんでも「みんなの人権110番」 ☎0570-003-110</li> <li>・いじめ・虐待など子どもの人権相談「子どもの人権110番」 ☎0120-007-110</li> <li>・家庭内暴力など女性の人権相談「女性の人権ホットライン」 ☎0570-070-810</li> <li>・インターネットでも人権相談を受け付けています 「インターネット人権相談」で「検索」 <a href="https://www.jinken.go.jp">https://www.jinken.go.jp</a> (※パソコン、スマートフォン共通)</li> <li>「子どもの人権 SOS eメール」 <a href="https://www.jinken.go.jp/kodomo">https://www.jinken.go.jp/kodomo</a></li> </ul>	電話受付時間 平日 8:30～17:15  